

市職員の給与などを公表します

銚子市には、平成16年4月1日現在で1,242人（一般行政450人、教育262人、消防116人、病院等の公営企業414人）の職員が勤務し、保健福祉、土木、教育、医療等の市民生活に関わる様々な分野で行政サービスを行っています。これらの職員の給与は国家公務員に準じ、地方公務員法に基づいて制定されている市の条例・規則により支給されていますが、市民感覚や時代の変化にそぐわないと思われる面も一部に見受けられます。現在、市では国家公務員の基準までの引き下げを当面の目標にして、職員の給与運用および定員管理の適正化を進めています。

市職員の給与および職員数などの状況を、市民の皆さんにご理解していただくため、給与等の現状とその抱えている問題点をお知らせします。

問合せ 職員課 ☎内線208・212

職員手当の状況

(平成16年4月1日現在)

区 分	銚 子 市	国															
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者 13,500円 ●配偶者以外の扶養親族 2人まで 1人6,000円 3人から 1人5,000円 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算 	同 左															
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ●借家の場合（家賃12,000円を超える場合に限り） 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 ●自宅の場合 4,300円 	<ul style="list-style-type: none"> ●借家の場合 同左 ●自宅の場合 新築・購入後 5年間まで2,500円 															
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ●電車・バスを利用する場合 定期代55,000円までは全額支給 6か月定期券等の価額による一括支給 ●乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～24,500円を支給 	同 左															
期末手当 勤勉手当	<p>(16年度支給割合)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">期末手当</td> <td style="text-align: center;">勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td style="text-align: center;">1.4月分</td> <td style="text-align: center;">0.7月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td style="text-align: center;">1.6月分</td> <td style="text-align: center;">0.7月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">3.0月分</td> <td style="text-align: center;">1.4月分</td> </tr> </table> <p>職制上の段階、職務の級等による加算措置有</p>		期末手当	勤勉手当	6月期	1.4月分	0.7月分	12月期	1.6月分	0.7月分	計	3.0月分	1.4月分	同 左			
	期末手当	勤勉手当															
6月期	1.4月分	0.7月分															
12月期	1.6月分	0.7月分															
計	3.0月分	1.4月分															
退職手当	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(支給率)</td> <td style="text-align: center;">自己都合</td> <td style="text-align: center;">勸奨・定年</td> </tr> <tr> <td>勤続20年</td> <td style="text-align: center;">21.0 月分</td> <td style="text-align: center;">28.0875月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td style="text-align: center;">33.75 月分</td> <td style="text-align: center;">43.335 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td style="text-align: center;">47.5 月分</td> <td style="text-align: center;">60.99 月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td style="text-align: center;">60.0 月分</td> <td style="text-align: center;">60.99 月分</td> </tr> </table> <p>その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)</p>	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	21.0 月分	28.0875月分	勤続25年	33.75 月分	43.335 月分	勤続35年	47.5 月分	60.99 月分	最高限度額	60.0 月分	60.99 月分	同 左
	(支給率)	自己都合	勸奨・定年														
勤続20年	21.0 月分	28.0875月分															
勤続25年	33.75 月分	43.335 月分															
勤続35年	47.5 月分	60.99 月分															
最高限度額	60.0 月分	60.99 月分															
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">退職時特別昇給</td> <td style="width: 30%;">勤続20年以上原則2号給 (ただしH16. 5. 1廃止)</td> <td style="width: 40%;">退職時特別昇給 1号俸 (ただしH16. 5. 1廃止)</td> </tr> <tr> <td>15年度1人当たり 平均支給額</td> <td>自己都合 2,158千円 勸 奨 24,661千円 定 年 28,463千円</td> <td>15年度1人当たり 平均支給額 } 未公表</td> </tr> </table>		退職時特別昇給	勤続20年以上原則2号給 (ただしH16. 5. 1廃止)	退職時特別昇給 1号俸 (ただしH16. 5. 1廃止)	15年度1人当たり 平均支給額	自己都合 2,158千円 勸 奨 24,661千円 定 年 28,463千円	15年度1人当たり 平均支給額 } 未公表										
退職時特別昇給	勤続20年以上原則2号給 (ただしH16. 5. 1廃止)	退職時特別昇給 1号俸 (ただしH16. 5. 1廃止)															
15年度1人当たり 平均支給額	自己都合 2,158千円 勸 奨 24,661千円 定 年 28,463千円	15年度1人当たり 平均支給額 } 未公表															

時間外勤務手当	平成15年度	支給総額	154,628千円
		職員1人当たり支給年額	187千円
	平成14年度	支給総額	149,826千円
		職員1人当たり支給年額	182千円

調整手当 (平成16年4月1日現在) (普通会計)	区 分		銚子市	国
	支給対象地域		市内全域	銚子市は不支給地域
	支給率		2%	0%
	支給対象職員数		825人	—
支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成15年度決算)		93,267円	—	
現状と問題点		調整手当とは、民間における賃金、物価および生計費が特に高い地域に在勤する職員に支給する手当です。銚子市職員も国家公務員(0%)の調整手当に準拠するよう廃止に向けて、職員組合等と協議中です。		

特殊勤務手当 (平成15年度)	区 分		普通会計職員
	職員全体に占める手当支給職員の割合(4月1日現在)		40.1%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		56,160円
	手 当 数		29種類
支給額が多く、多くの職員に支給される手当の名称		清掃作業手当、保健福祉訪問手当、道路等維持改良作業手当、消防業務手当	

一般行政職の級別職員数の状況

(平成16年4月1日現在)

区 分	9 級	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計	
標準的な職務内容	部長参事	課長主幹	課長補佐	係長主査	副主査	主任主事主任技師	主任主事主任技師	主事技師	事務員技術員		
職員数	13人	38人	50人	153人	36人	23人	23人	52人	9人	397人	
構成比	3.3%	9.6%	12.6%	38.5%	9.1%	5.8%	5.8%	13.1%	2.2%	100%	
参 考	1年前の構成比	3.8%	10.7%	%	%	8.6%	6.4%	6.4%	%	1.8%	100%
	5年前の構成比	2.7%	%	11.5%	39.3%	15.7%	9.6%		11.5%	1.4%	100%
現状と問題点	級別職員構成の状況を見ると、6級(係長職)以上の構成比が64.0%(5年前の構成比は56.5%)を占めています。職員の年齢構成が上昇している中で、従来どおり昇任昇格基準の年功序列式の運用を続けるには限界があります。										

(注) 1. 職員数内訳は、銚子市の給与と条例に基づく給料表の級区分によるものです。なお、標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2. 平成13年1月1日に給料表を8級制から9級制に切り替えたために、旧3級は新3級と新4級に分割されました。

職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況

(平成16年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
銚子市	380,040円	443,444円	44.9歳	300,163円	333,896円	47.0歳
千葉県	365,545円	448,706円	43.9歳	324,154円	372,210円	48.4歳
国	327,555円	—	40.2歳	283,384円	—	47.9歳

(注) 平均給与月額とは、月々に支給される給料および職員の手当(期末・勤勉手当、退職手当を除く)の合計額をいいます。

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成16年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	277,600円	340,250円	400,500円
	高校卒	—	—	348,000円
技能労務職	高校卒	—	236,850円	273,600円

(注) 経験年数とは、採用後の年数をいい、採用前に職歴等のある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算します。

職員の初任給の状況

(平成16年4月1日現在)

区分		銚子市		国	
		決定初任給	採用2年経過日の給料月額	決定初任給	採用2年経過日の給料月額
一般行政職	大学卒	177,400円	191,400円	I種 179,800円 II種 170,700円	198,600円 184,400円
	高校卒	143,300円	154,300円	138,800円	148,500円

(注) 卒業後直ちに採用された場合の初任給と、その後2年間勤務したときの給料月額をいいます。

職員給与費の状況

(一般会計予算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たりの給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	
平成16年度	(9) 835人	3,665,326千円	587,007千円	1,488,263千円	5,740,596千円	6,875千円

(注) 1. 職員数とは、一般行政職、消防職、教育職等の総数をいい、()内は再任用短時間勤務職員の外書きです。
2. 給与費とは、職員に支給される給料と職員手当(退職手当を除く)で、当初予算に計上された額です。

特別職の報酬等の状況

(平成16年10月1日現在)

区分	市長	助役	収入役	議長	副議長	議員
報酬等	870,000円	765,000円	697,000円	474,320円	428,260円	382,200円
期末手当 (平成16年度支給割合)	6月期 1.6月分 12月期 1.7月分 計 3.3月分 (20%の加算措置あり)			6月期 2.1月分 12月期 2.3月分 計 4.4月分 (20%の加算措置あり)		

(注) 特別職の報酬等の基本は、銚子市特別職報酬等審議会の答申を受けて条例で定められ、さらに自ら暫定的なカットを行っています。

人件費の状況

(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成16年3月31日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成14年度 の人件費率
平成15年度	77,099人	24,154,181千円	546,258千円	7,677,785千円	31.8% ※41.8%	33.0% ※43.2%
現状と問題点	財政的な面から人件費を見ると、決算の中で給与等の占める割合の人件費比率(※は一般財源に占める人件費の割合)は31.8%(県内33市中第3位)となっており、財政の硬直化をもたらしている最大の要因です。今後は「新職員合理化計画」に基づき、事務事業や組織機構の見直しなどにより、さらに定員を10年間で20%削減します。					

(注) 人件費とは、職員に支給された、給与、共済組合等への事業主負担金、公務災害補償基金負担金、特別職に支給される給料、報酬等の総額をいいます。実質収支とは、その団体の純剰余または純損失の額を示すものです。

一般行政職のラスパイレス指数

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	県内市平均 (平成15年度)
ラスパイレス指数	103.8	103.4	103.5	103.8	104.2	102.9
現状と問題点	市職員の給与水準を見ると、ラスパイレス指数が104.2%(市町村別で県内7位、全国20位)となり、ここ4年間は上昇傾向を示しており、人件費の増大が懸念されます。このため、長期的な対策として、H16.4.1から55歳昇給停止を実施するとともに、短期的な対策として、H16.10.1から最大3年間の昇給停止を実施しています。					

(注) この指数は、国家公務員の給与を100とした場合の市職員の給与水準を示したものです。

部門別職員数の状況と増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数 (人)			主 な 増 減 理 由	
		平成15年度	平成16年度	対前年増減数		
福祉関係を除く一般行政	議 会	8	7	△ 1	議会関係事務の見直しによる減	
	議 務 企 画	123	125	2		合併推進室新設による増
	税 務	37	36	△ 1		固定資産税事務の見直しによる減
	農 水	1	1		農業関係事務の充実による増	
	商 工	29	30	1		
	土 木	9	10	1	国民宿舎事業の廃止に伴う清算事務の増	
	小 計	49	51	2	公園整備事業の充実による増	
福 祉 関 係	小 計	256	260	4		
福祉関係	民 生	131	128	△ 3	入所児童数の減少に伴う保育士数の減	
	衛 生	60	62	2		ごみ収集事業の充実による増
	小 計	191	190	△ 1		
一 般 行 政 計		447	450	3		
特別行政	教 育	265	262	△ 3	幼稚園入所児童数の減少に伴う教員の減	
	消 防	115	116	1		退職した職員の補充による増
	小 計	380	378	△ 2		
公営企業会計	病 院	309	302	△ 7	退職した看護師の不補充による減	
	水 道	59	59			
	下 水 道	21	21		国民宿舎事業の廃止による減	
	そ の 他	45	32	△ 13		
	小 計	434	414	△ 20		
合 計		1,261	1,242	△ 19		

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

定員適正化計画の数値目標

●定員適正化目標

望ましい合理的な職員定数を実現するため、スクラップ・アンド・ビルド（行政機構を新設する際、既存の機構を改廃・統合して組織の肥大化を防ぐこと）を基本とし、退職者補充数の縮小を図り、職員数を削減することとした「新職員合理化計画」を策定しています。本計画では、平成15年度から19年度までの5年間で、50人を減員する予定になっています。

●定員適正化手法の概要

「新職員合理化計画」は、組織改正、事務の合理化等および業務の委託化等により職員の減員を行います。

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要 (各年4月1日現在)

単位:人 増減は対前年比

区 分		平成14年度 (計画前年)	平成15年度 (計画1年目)	平成16年度 (計画2年目)
一 般 行 政 職 (福祉関係を除く)	職 員 数	273	256	260
	増 減	-	△ 17	4
福 祉 関 係	職 員 数	187	191	190
	増 減	-	4	△ 1
特 別 行 政 (教育、消防)	職 員 数	382	380	378
	増 減	-	△ 2	△ 2
公 営 企 業 会 計 (上・下水道、病院等)	職 員 数	446	434	414
	増 減	-	△ 12	△ 20
合 計	職 員 数	1,288	1,261	1,242
	増 減	-	△ 27	△ 19